

令和4年度

◎ 福祉灯油等購入助成事業を実施します ◎

町では、コロナ禍における町民税非課税世帯に対する福祉施策として、次の要件に該当する世帯に灯油100リットルまたは、相当分の薪または電気代を助成します。

なお、今年度につきましては、申請受付の時期が例年より早まっています。

対象世帯

※次の1～3の要件をすべて満たすこと

- 1 令和4年12月1日現在で下川町に住所があり、申請日まで引き続き居住している世帯
- 2 令和4年度市町村民税非課税世帯
※令和4年1月2日以降に下川町に転入した方は、令和4年度市町村民税の非課税を証明する書類を持参してください。
- 3 次のいずれかに該当している世帯
 - ① 高齢者世帯（原則として65歳以上の方で構成する世帯）
（年齢の基準は令和4年12月1日です。）
 - ② 障がい者世帯（療育A、精神、身障1～2級、身障3級は内部障害（※）のみ）
（※身障3級の内部障害：心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害）
 - ③ 子育て世帯（18歳未満の児童若しくは、18歳以上20歳までの児童を扶養する世帯）



【注意】 ただし、次の世帯は対象となりませんのでご注意ください。

- ・ 高齢者世帯の場合、住民基本台帳上、同一世帯、世帯分離にかかわらず高卒年齢以上65歳未満の同居者がいる場合
- ・ 課税世帯から扶養されている場合
- ・ あけぼの園、生活支援ハウス、山びこ学園、一の橋集住化住宅、福祉等施設（ぬく森、グループホーム等）の入所（居）者
- ・ 生活保護費、中国残留邦人等支援給付受給世帯

申請期間

令和4年12月1日（木）～令和5年3月15日（水）まで
※申請受付は役場開庁日、開庁時間とさせていただきます。

申請場所

役場 保健福祉課窓口（印鑑は不要です。）

臨時受付

12月21日（水） 一の橋住民センター

12月22日（木） 農村活性化センター「おう

る」事務室内

※上記2箇所の申請受付は9：00から10：30までです。

【裏面もご覧ください】

★申請の際はできる限り複数人で来ることを避け、マスクの着用をお願いします。

★三密を避けるため申請手続きに多少時間がかかる場合があります。

★申請後に審査し、対象と認められた方には窓口で承認通知をお渡します。

業者から灯油または薪の供給を受けていただくことで助成といたします。

ただし、オール電化住宅の方は、口座振込による現金給付となりますので、通帳等をご持参ください。

★審査の結果、対象とならない場合もありますのであらかじめご了承ください。

《お問い合わせ》

役場 保健福祉課 福祉・子育て支援グループ

電話 4-2511 内線123 ☆4-251104